

登選管告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、登米市条例制定請求代表者（及川圭助）から提出された登米市条例制定請求者署名簿を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月13日

登米市選挙管理委員会
委員長 石川 喜生子



1 縦覧の期間

令和7年2月15日から令和7年2月21日まで
午前8時30分から午後5時00分まで

2 縦覧の場所

登米市役所 選挙管理委員会事務局事務室
登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1